

軽井沢町長期振興計画審議会 会議録

1) 開催日時 令和5年11月14日(火) 午前9:00～11:50

2) 開催場所 役場2階 第3・4会議室

3) 出席者 【委員】

遠山隆雄委員、川島さゆり委員、押金洋仁委員、佐藤幹夫委員
佐藤一郎委員、土屋史彦委員、柳澤昌代委員、土屋 隆委員
中里順一委員、土屋芳春委員、五十嵐政勝委員、土屋栄衛委員
中澤克久委員、中澤眞弓委員、松葉和彦委員

【執行部】

土屋三千夫町長、上原章生副町長、小池秀一副町長、
宮本 隆教育長、浅賀信雄会計管理者、荒井和彦総務課長
石原美智典税務課長、菊池一成保健福祉課長、児玉香織住民課長
田中一紀環境課長、柳澤さおり観光商工係長、佐藤正樹農林振興係長
土屋貢地域整備課長、小林文則上下水道課長、竹内好則消防課長
市村和則病院事務長、篠原 昭議会事務局長
寺島乾士こども教育課長、岩井和成生涯学習課長

【事務局】

中山 茂総合政策課長、市村強志企画調整係長、主任 佐々木真利

4) 議 題

(1) 軽井沢町実施計画 令和6年度～令和8年度(案)について

(2) 地域再生計画(軽井沢町まち・ひと・しごと創生推進計画)の効果
検証について

5) 傍聴人数 1名(定員10名)

6) 議事内容

1. 開会

◆総合政策課長

改めましておはようございます。定刻となりましたので、これより軽井沢町長期振興計画審議会を開会いたします。私、本日司会を務めさせていただきます、総合政策課長の中山と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座にて進行させていただきますが、ご了承ください。

初めに、町では住民等の町政への参画とともに、公正で透明な町政を推進することを目的といたしまして、軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針を策定いたしました。以前よりこの審議会につきましては、傍聴が可能となっておりますけれども、この指針に基づきまして本日も公開することとし、傍聴可能としております。

また、審議会終了後審議会の議事録につきましても、委員の氏名を伏せますが、公開をさせていただきますのであらかじめご了承ください。

続きまして、お手元に配付してございます資料等の確認をお願いいたします。まず初めに、会議次第、委員名簿、委員の皆様の座席表、軽井沢町長期振興計画審議会条例、参考資料(1)といたしまして軽井沢町実施計画(案)、参考資料(2)-1 地域再生制度の概要、参考資料(2)-2 企業版ふるさと納税、参考資料(2)-3 地域再生計画、参考資料(2)-4 地域再生計画に係る事業の効果検証案、それから本日配布いたしました実施計画案の17ページ、19ページおよび20ページの差し替え分となります。資料の過不足等ございませんでしょうか？

本日は、前委員任期満了に伴う委嘱後初めての審議会の開催となりますので、会長ではなく、町長より委員の皆様へ参集のご案内をさせていただきました。それでは審議事項に先立ちまして、土屋町長より皆様にあいさつをさせていただきます。町長よろしく申し上げます。

2. 町長あいさつ

◆町長

皆さんおはようございます。

平素より長期振興計画審議会委員の皆様には、町政に対し深いご理解とご尽力を賜っておりますことに、深く御礼申し上げます。昨今の当町を取り巻く環境は、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染拡大により、観光業を初めとする基幹産業に大きな影響を及ぼしておりました。

しかし、新型コロナウイルスの5類への移行もあり、観光客数は上昇傾向にあり、消費活動も回復傾向にあります。また、地域外からの消費促進という点においては、さわやか軽井沢ふるさと寄附金事業を継続している他、長野県内で初めて「旅先納税」を取り入れ、電子ギフト商品券が返礼品として即時発行される仕組みを導入し、町内産業の振興に努めているところです。

また、物価高騰の影響を受ける低所得者世帯の方々に切れ目のない支援をするため、地方創生臨時交付金を活用した電力・ガス・食糧品等価格高騰重点支援金など支援事業を行っているところです。今回の実施計画は、就任後初めての策定であるため、今年度からスタートした第6次長期振興計画の目標にとらわれず、3月会議で所信表明をした内容をできる限り反映した形で案をまとめております。後ほど事務局よりご説明申し上げますが、今回の実施計画（案）は、人と自然と文化で築く環境先進都市 軽井沢を基本理念に、10年後の軽井沢町のビジョンを示した第6次長期振興計画に基づき、5つの基本政策のもと作成されております。これら実施計画の多くは、町民の皆様と行政が一体となったまちづくりを進めることで達成できるものでございます。

本日は、令和6年度～令和8年度までの3年間の実施計画案につきまして、諮問申し上げますので、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。また、本日は2部構成となっており、地域再生計画（軽井沢町まち・ひと・しごと創生推進計画）の効果検証の内容についてもご審議いただく予定となっておりますので、併せてお願い申し上げます。

3. 委員紹介

◆総合政策課長

町長ありがとうございました。続きまして、次第の3、委員紹介となりますけれども、時間の都合もございませう。皆様に配布してございませう委員名簿と座席表にてご確認をいただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。委員の皆様につきましては過日委嘱書を送付させていただきましたとおり、令和7年5月6日までの任期となりますので、よろしくお願ひいたします。次に本日の審議会ではございませうけれども15名全員が出席されております。軽井沢町長期振興計画審議会条例第6条第2項の規定により過半数に達してございませうので、本審議会が成立することを報告させていただきます。

4. 会長選出及び代理者指名

◆総合政策課長

続きまして、皆様より会長を選出いただきたいと思ひます。審議会条例第4条により会長は委員の互選によるとされてございませうが、いかがいたしませうか？

〔「事務局一任でお願いします。」と呼ぶ者あり〕

◆総合政策課長

ありがとうございます。ただいま事務局一任のご発声をいただきました。事務局といたしましては、五十嵐政勝委員に会長をお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか？

〔拍手するものあり〕

◆総合政策課長

ありがとうございます。拍手多数ということで、五十嵐会長、会長席へ移動をお願いしたいと思います。五十嵐会長よろしく願いいたします。

○五十嵐会長

皆さんおはようございます。ただいま本審議会の会長に推挙いただきました五十嵐でございます。委員の皆様には、公私ともにお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど総合政策課長より説明がありましたが、本審議会は2部構成になっておりまして、第1部では第6次長期振興計画に基づいた軽井沢町実施計画 令和6年度～令和8年度（案）についてです。来年度以降3年間にわたる実施計画に関する審議についてです。町の将来計画を決める重要な内容であります。

第2部では、地域再生計画（軽井沢町まち・ひと・しごと創生推進計画）の効果検証についてです。地域再生計画は効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定することになっております。事前に事務局にお配りしてあります令和6年度～令和8年度までの実施計画（案）、地域再生計画効果検証に関する内容につきまして、委員の皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

◆総合政策課長

会長ありがとうございました。続きまして、五十嵐会長より会長代理の選任をいただきます。なお、会長代理につきましては、同じく審議会条例第4条の規定により、会長の指名によるとされておりますので、会長よろしくお願いたします。

○五十嵐会長

はい。土屋芳春委員お願いたします。

◆総合政策課長

ただいま五十嵐会長より土屋芳春委員を会長代理にとのこと指名がございました。土屋芳春委員におかれましては、今後よろしくお願したいと思ひます。

5. 諮問

◆総合政策課長

それではここで土屋町長より五十嵐会長へ諮問をいたします。町長は会長席前へ移動をお願いたします。

※町長が諮問書を朗読し、五十嵐会長へ手渡す。

6. 審議事項

◆総合政策課長

それでは、次第の6審議事項に入るわけでございますけれども、審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長が議長となると規定されておりますので、五十嵐会長議事の進行をよろしくお願いたします。

○五十嵐会長

課長からありましたように、条例の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは第1部です。お手元の次第によって進めてまいりたいと思ひます。ただいま町長より諮問されました軽井沢町実施計画 令和6年度～令和8年度(案)につきまして、事務局より説明願ひ、その後質疑をさせていただきます。事務局、説明をお願いたします。

◆事務局

お疲れ様です。それでは、お手元の令和6年度～令和8年度までの軽井沢町 実施計画(案)についてご説明いたします。

軽井沢町のあるべき姿と進むべき方向について、10年間の基本的な指針となる第6次軽井沢町長期振興計画が本年4月からスタートしました。この実施計画は、第6次軽井沢町長期振興計画に掲げた5つの基本政策に基づいた形で策定いたしました。

第6次長期振興計画の前期基本計画では、基本政策ごとに目標を掲げ、その目標を達成するための取組みを記載してございますが、この計画では、500万円以上の事業を目安に掲載しております。表紙をご覧ください。上段の黄緑色の文字、『～豊かな自然と共生する～人と自然と文化で築く環境先進都市 軽井沢』でございますが、将来都市像として、目指すべき10年後のまちの姿を表現した、今後10年間のキャッチフレーズでございます。

それでは、最初の1枚目(表紙)をおめくりください。左ページは「目次」でございますが、第6次長期振興計画は5つの基本政策で構成されておりますことから、基本政策ごとのページ数を記載しております。

続いて、右ページをご覧ください。こちらには第6次長期振興計画についての説明を記載してございます。(1)の計画の位置付けと構成についてでございますが、長期振興計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されておまして、

「基本構想」は、町が目指す将来都市像(ビジョン)を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な政策・方向性を示すものでございます。

「基本計画」は、基本構想で定めた「将来都市像」と「基本的な方向性」を具体化するために、施策の基本的な方針と進め方を体系的に定めるものでございます。社会潮流や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じた見直しを行ってまいります。

「実施計画」は、基本計画で定めた施策を実施するための具体的な事業内容や財源等を明らかにするもので、本日お諮りする実施計画がこれにあたるものでございます。

(2)の計画の期間ですが、第6次長期振興計画基本構想は令和5年度から令和14年度までの10年間。前期基本計画は令和5年度から令和9年度までの5年間の計画としてスタートしております。

(3)の〈5つの基本政策〉と〈20のまちづくり分野〉は、表紙に記載の将来都市像の実現を目指して、図の黄色の枠の持続可能な「総合戦略」と「SDGs」の視点から、右隣のオレンジ色の「Pの視点」を加え、緑色の「5つの基本政策」にぶら下がる薄緑色の「20のまちづくり分野」という構成になっております。

それでは1枚おめくりください。ここからが実施計画の1ページでございます。計画の見方でございますが、全てのページの左上に「基本政策」を記載しております。金額はすべて千円単位となっております。一番上の行になりますが、左から「まちづくり分野」・「計画の番号」・「事業期間」・「総事業費（3年分）」と続き、次に令和6年度から令和8年度までの3年間における「事業内容」・「事業費」とその「財源内訳」を記載しております。

参考といたしまして、令和6年度と令和7年度の事業費の上段には、カッコ書きで前年度の実施計画策定時の事業費を記載しております。

新たに計上した事業につきましては、備考欄に「新規」として、オレンジ色で着色しております。説明につきましては、新規事業と主要な事業のみ、令和6年度の事業を中心に、最終ページまで一括して行い、質疑につきましては説明後にページごとにお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページの「基本政策1 未来に希望をもてるまちづくり」からご説明いたします。

はじめに「1-1 少子化対策」でございます。5番は児童福祉施設改修等整備事業でございます。保育園や児童館の改修等に関する事業で、中保育園外壁塗装補修他工事などを計画しております。

それでは2ページをお願いします。「1-2 シティ・プロモーション」でございます。

2番は、さわやか軽井沢ふるさと寄附金経費で、返礼品無しのふるさと納税に関する寄附金サイトの利用料ほかでございます。

3番の事業は、広報広聴事務事業でございます。令和7年4月1日に町ホームページのリニューアルを予定していることから、令和6年度中に新ホームページの構築作業委託他を行います。よりアクセスしやすくするなど、発信力の向上を図ってまいります。

続いて3ページをお願いします。

「基本政策2 環境に配慮したまちづくり」でございます。まず、「2-1 自然環境」でございます。

1番は、軽井沢町版レッドデータブック策定事業でございます。生物多様性施策として、軽井沢町独自の生物多様性や生態系の課題を把握し、絶滅の危機に瀕して

いる生物種や生態系を評価・分類し、保全のための資料として令和7年度からの複数年でレッドデータブックの策定を計画しております。

地域の生物多様性保全に向けた取り組みを推進し、持続可能なまちづくりの実現を目指してまいります。

次に「2-2 環境負荷低減」でございます。

1番の新エネルギー啓発事業でございますが、太陽光発電システム導入促進補助、電気自動車用普通充電器設置補助等を実施するものでございます。

2番は脱炭素化対策促進事業でございます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、努力義務ではございますが地方公共団体が実施する温暖化対策の総合的な計画として、区域施策編の策定が求められております。町といたしましてもゼロカーボンシティ実現のため温室効果ガス削減目標等の設定や目標を達成するための内容を定めるため、令和6年度に計画を策定するものでございます。

5番から7番までの事業は、資源循環型社会の形成事業で、町のごみ処理等に関する事業を記載してございます。

次に4ページをお願いします。「2-3 水利用」でございます。

1番の事業は、公園施設維持管理事業でございます。記載してございます湯川ふるさと公園橋梁新設工事は、令和6年度から令和8年度までの3か年で実施するもので、公園センター地区と湯川下流を結ぶ人道橋の設置を計画しているものでございます。また、雨宮池周辺整備工事は、令和6年度に園路の整備や公衆トイレの改修工事を計画しているものでございます。

4番の事業は、下水道事業の中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」を5年に1度見直すものでございます。

6番の事業は、下水を浄化するため、微生物に空気を吹き込み攪拌するための反応槽の更新工事で、耐震診断及び機器の更新を令和6年度から令和8年度までの3か年で行います。その他、浄化管理センター管理棟の電気設備の更新を予定しております。財源といたしましては、国庫補助金、地方債、その他として一般会計からの繰入金金を予定しております。

次に5ページをお願いします。

16番の事業は、先ほどの下水道経営戦略同様、上水道事業の中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」を5年に1度見直すものでございます。

19番の事業は、三笠浄水場の老朽化に伴う浄水施設の建設工事及び電気設備工事ほかで、令和5年度から令和9年度までの5か年での更新工事を予定しております。財源といたしましては、地方債と水道事業会計の自主財源を予定しております。

次に6ページをお願いします。「基本政策3 快適でにぎわいのあるまちづくり」でございます。

まず、「3-1 生活環境」でございます。

2番の事業は、令和5年度から令和6年度までの2か年で実施する旧軽井沢駐車場等の解体工事、令和6年度から令和7年度までの2か年で実施する駐車場平面化工事ほかを行うものでございます。

3番の事業は、都市計画道路の変更・廃止や土地利用方針調査委託を行うもので、それぞれ令和5年度から令和6年度までの2か年で実施いたします。この土地利用方針調査委託の結果を受け、令和7年度以降に用途地域見直しの検証・検討を行ってまいります。また、令和6年度から、まちなみ景観整備のための外観修景に要する回収費用への補助を予定しております。

次に「3-2 防災」でございます。

3番の事業は、デジタル戸別受信機設置作業委託他を行うものでございます。デジタル戸別受信機で受信ができないエリアへの早期代替手段の整備のため、情報伝達手段の多様化についても検証しているところでございます。

次に7ページをお願いします。「3-3 交通」でございます。

1番の事業は令和6年度から令和7年度までの2か年で、「地域公共交通計画」を策定するものでございます。既存の交通施策の再編や新たなモビリティの導入など、軽井沢町の交通計画の骨格となるものでございます。

2番の事業は、令和6年度から実施するデマンドタクシー実証運行に対する利用補助事業で、要介護認定者・障がい者・免許返納者などの交通弱者の方々に対する補助を予定しております。このデマンドタクシー実証運行は、令和3年度から実施してまいりましたオンデマンド交通「よぶのる軽井沢」の実証運行に代わる施策でございます。「よぶのる軽井沢」の実証運行結果、デマンドタクシー実証運行状況を、地域公共交通計画に反映してまいりたいと考えております。

5番の事業は、道路交通法の一部改正により、全年齢を対象に自転車乗用時のヘルメット着用が努力義務化されたことから、自転車乗用時におけるヘルメット着用

を促進するため、自転車用ヘルメットの購入者に対し補助を行うものでございます。また、令和6年度にはレンタサイクル事業者等への補助を併せて行い、町内の交通事故による被害のさらなる軽減を図ってまいります。

次に8ページをお願いします。

8ページは、町内の橋梁、道路等のインフラ施設に関する補修等の事業で、13番、17番の事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して事業を実施してまいります。

次に9ページをお願いします。

「3-4 景観」でございます。

1番の事業は、軽井沢ならではの美しい景観の形成と景観を含めたトータルデザインのあり方について検討し、エリアの特色を活かしたまちなみづくりを推進する事業でございます。現在作業を進めております追分エリアデザインガイドラインは本年度中に完成する見込みでございます。

3番の事業は、軽井沢町の伝統とすぐれた自然を保持し、明るく健康的な国際保健休養地としてのまちづくりを推進するための「自然保護対策要綱」について、住民や事業者等に理解を深めてもらうことを目的としております。活字だけでは伝えにくい各種規制内容を、まずは、別荘をモデルとして、要綱において遵守いただきたいポイントを3DCGを用いて解説する資料を作成し、ウェブ上で公開いたします。また、規制内容を一連でイメージできる動画についても3DCGで作成することを検討しております。ウェブをご覧になれない方のためには、動画を基に編集した自然保護対策要綱の概要版を作成するよう併せて検討しております。

続いて、「3-5 観光」でございます。

3番の事業は、旧軽井沢の二手橋奥にありますユースホステルの撤去工事を令和6年度に実施するものでございます。ユースホステルは、昭和41年に県から譲渡され、用途に関する契約期間が令和5年度末で満了を迎えることから、このたび撤去するものでございます。そのほか、屋外WI-FIの管理事業他を行うものでございます。

次に10ページをお願いします。

「3-6 商工業」でございます。

こちらは、地域産業の発展のために実施する各種の事業でございます。

次に「3-7 農林業」でございます。

1 番の農業振興事業は、認定新規就農者が購入する農業用機械・施設等の費用に対する支援をはじめ、意欲ある農業従事者の育成を図るものでございます。主なものは、町が認定する新規就農者に対して、年間150万円を交付する経営開始資金と、機械・施設等を導入する場合に上限750万円を交付する経営体育成支援事業でございます。

3 番の事業は、遊休農地の解消・長期滞在型の保養の提供を目的として、滞在型貸農園（クライנגアルテン）を整備するもので、令和6年度から令和7年度までの2か年で実施場所や需要調査等を行い、令和8年度にクライングアルテン構想を策定するものでございます。

次に11ページをお願いします。

「基本政策4 誰ひとり取り残さないまちづくり」でございます。

まず、「4-1 健康」でございます。

8 番の事業は、老人福祉センターの管理運営に関する事業で、昨年度の実施計画におきましては令和6年度に老人福祉センターの解体工事を予定しておりました。しかしながら庁舎周辺整備事業の見直しにより、解体工事を一時的に見送るため、事業費を大幅に減額したものでございます。

次に12ページをお願いします。

15 番の事業は、国民健康保険被保険者を対象とした、特定健診実施委託等に関する経費でございます。生活習慣病等の疾病の重症化を防ぐためには、「早期発見・早期治療」が重要でございます。また、年々増加する医療費の抑制を図るため、年1回の健診受診の習慣を促すほか、受診率向上のための新たな取り組みを積極的に検討してまいります。財源につきましては、県の特定健診負担金と一般会計からの繰入金を予定しております。

次に13ページをお願いします。

「4-2 地域包括ケア」でございます。

3 番は、児童発達支援センター建設工事に関する事業でございます。追分地区の軽井沢学園跡地に建設中で、令和6年4月の開設を予定しております。令和6年度は、外構工事として園庭や駐車場等の整備を予定しております。

4 番は、「児童発達支援事業」で、児童発達支援センター運営委託費として、人件費・運営経費等を計上してございます。

次に14ページをお願いします。

9番は、障がいのある人もない人も共に生きる社会、いわゆる共生社会を実現するための事業でございます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、行政機関等に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がいのある人から申出があった場合には「合理的配慮の提供」をしなければならないと定められております。令和6年4月1日の法改正により、「合理的配慮の提供」が努力義務とされていた一般の事業者についても義務化されることから、事業者向けの研修会を開催するなど、共生社会の実現を推進してまいります。

次に15ページをお願いします。

「4-3 教育」でございます。

4番の事業は、西部小学校の児童数増加に伴って設置いたしましたプレハブ仮設校舎の契約期間が令和7年度末に満了になること、また児童数の減少が見込めないことから校舎の増築工事ほかを行うものでございます。

増築工事につきましては、令和6年度から令和7年度までの2か年で、財源につきましては地方債と一般財源を予定しております。

次に16ページをお願いします。

7番の事業は、令和4年度から保護者の経済的負担の軽減や子育て環境の向上を目的として公立小中学校の給食費を無償化したことに伴い、公平性を期すため、町内に住所を有する私立等の小中学校へ通う児童生徒の保護者に食材費の補助を行うものでございます。

次に、「4-4 生涯学習」でございます。

1番の事業は、教職員の働き方改革における中学校部活動の地域移行に係る委託事業ほかでございます。

2番の事業は、夫婦石マレットゴルフ場整備事業で、現在使用していない産地管理所を、マレットゴルフ場を使用する方の休憩所として改修するものでございます。また、トイレに合併処理浄化槽を設置する工事ほかを計画しております。

4番の事業は、風越公園の施設管理事業で令和6年度にカーリングホールの照明LED化工事、令和7年度にグラウンド照明のLED化工事、令和8年度からはアイスアリーナの改修工事を行う予定となっております。

次に17ページです。

「4-5 歴史・文化」でございます。

3番の事業は、文化財保護事業で令和6年度から令和7年度までの2か年で追分宿にあります津軽屋の保存修理事業を行う予定でございます。なお、昨年まで予定しておりました八田別荘の保存修理は、現在の工事事情を考慮し令和8年度に先送りしております。また、八田別荘につきましては、それまでに地元の方と協働し利活用の検討をするほか、町内文化施設の散策周遊コースの1つとして活用を検討してまいります。

4番の事業は、旧三笠ホテルの修理防災事業で、建造物保存修理事業を令和6年度末まで、防災・活用事業を令和7年度6月末まで行い、リニューアルオープンにつきましては令和7年の夏を予定しております。後ほどご説明しますが、オープン後は、指定管理者による運営を予定しております。

次に18ページをお願いします。

「基本政策5 協働とパートナーシップのまちづくり」でございます。

「5-1 都市間交流」でございます。

1番の事業は企業版ふるさと納税を活用し、ISAKが行う地域で取り組む国際交流・国際人材育成事業を行うものでございます。

なお、企業版ふるさと納税制度は、現在のところ令和6年度までの制度となっており、令和7年度以降継続されるか不透明ですので、令和7年度以降は掲載してございません。

3番の事業は姉妹都市ウイスラー市との交流派遣事業で、軽井沢中学校及び風越学園の生徒を対象としております。新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から中止しておりましたが、令和5年度から再開したものでございます。

「5-2 住民参画」でございます。

2番の事業は令和8年度に軽井沢町が保健休養地140周年を迎えることから令和7年度から令和8年度までの2か年で町勢要覧を作成するものでございます。

4番の事業は、住民が主体となったまちづくりを推進していくため、より自由度の高い活動ができるよう、軽井沢22世紀風土フォーラムに代わる新たな組織を設立するもので、当該組織に対し、組織の運営費や助成事業等のための負担金を拠出するものでございます。

次に19ページです。

「5-3 都市運営」でございます。

2番の事業は、庁舎改築周辺整備事業で、基金へ積み立てを行うほか、令和5年度から令和6年度に基本計画の見直し、令和6年度から令和7年度に基本設計の見直し、令和7年度から8年度に実施設計を行うものでございます。

次に20ページをご覧ください。

23番は、リニューアルオープン後の旧三笠ホテルにつきまして、指定管理者による運営を予定していることから、指定管理に係る費用を計上したものでございます。

以上が、令和6年度から令和8年度までの軽井沢町実施計画の概要説明でございます。今回お示した実施計画の事業費をそのまま令和6年度予算に反映することは、町の財政事情からも非常に厳しい状況でございます。事業の緊急性や事業費の平準化を図る観点から、事業の前倒し、もしくは先送りなど、状況に応じて柔軟に検討してまいります。

また、財源内訳で記載されている国庫補助金や県補助金等につきましては、今後の社会情勢や配分率等により、記載している額を下回る場合がございます。

したがって、予算編成時には計画されていた内容が変更となる場合がありますことをご承知おきください。説明は以上でございます。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございました。

それでは質疑に進みたいと思います。質疑については、ページごとに行います。まず、1ページから行います。

【基本政策1 未来に希望をもてるまちづくり】

◇A委員

【1-1. 少子化対策】少子高齢化対策ということでございますけれども、ここに児童手当とか出産祝金とか、お子様が生まれあるいは、育てる前提での政策はいろいろ載っているんですけども、若い子育て世帯がこの軽井沢で安心して生活をする生活拠点として、軽井沢を選べる条件。それが今、非常に他の町村と比べて欠けているんじゃないか。

例えば、西地区の方では、先ほどもありましたけれども、西部小学校ね。児童数が増えているということなんですけども、反対に東地区、新軽井沢とか旧軽井沢地域では、児童数が年々減少しているという状況がずっと続いているわけござい

ます。原因とすれば、やっぱり土地が上がってきていて、若い世代の人たちが、家を建てられないという状況。したがって、若い人たちが例えばアウトレットなんかで仕事しているんですけども、西の方から通勤をされているっていう状況が非常に多いわけですよ。

そういうことを考えると、この将来的にこちらの別紙（参考資料(2)-3）ですか。この後の方で討議されると思いますけども、この参考資料(2)-3の中にもあるんですけども、将来にわたって軽井沢にも少子高齢化の影響っていうのは全国と同じように続くという状況ですよ。その中でも、また生産人口自体も減ってきているということが想定される状況の中では、若い人たちに当町へ住んでいただくというような施策が必要じゃないかと。軽井沢町の第6次長期振興計画の中の47ページにあるんですけども、若い世代の人たちが住めるように、子育て世帯の町営住宅への優先入居施策がというのが、載っているんですけども、現状の町営住宅に若い世代の子育ての人たちが入れる。あるいは、希望するような雰囲気になっているかどうか、非常に危惧されるわけです。

現状では、やっぱりご高齢の人たちが入居するということですね。それから、そういう中ではやっぱり若い世代の人たちが入れるような町営住宅を新しく作る。あるいは、民営のアパートなり、賃貸住宅に若い世代の人たちが入ったら、何らかの助成をするというふうなことでもって、若い世代の人たちに、積極的に当町に住んでいただくような施策というのは、私は欠けているんじゃないかなというふうに思いますけども、そこら辺の町のお考えはいかがなものかということでお聞きしたいです。

○五十嵐会長

ありがとうございます。住民課長いかがですか。

◆住民課長

よろしく願いいたします。元々、町営住宅は公営住宅法に則った形のものになっておりまして、低所得者向けということで設置されております。先日、住宅対策審議会を開催させていただきました。そちらの方で委員の皆様にはご承諾をいただいたんですが、現在、町営住宅はお風呂が設置されていない住宅がとて多くございます。これは古くに設置されたもので、公営住宅法に則って設置されたものでございますので、浴室は有るんですけど、浴槽が無いんですね。こういったところで若い人たちからすると、とても入居しづらい。できれば、新しい例えば民間のアパ

一トに住んだ方が綺麗だし、お風呂も自分で設置しなくてもいいので、どうしてもそういったところで、抵抗がある方が多くいらっしゃる現状がございます。

こういったところを来年度以降、改善していきたいと予定しておりまして、浴槽の準備を空き部屋からになりますけど、そういったところから順次設置をしていく予定をしております。

そういったところで環境整備を整えて、若い方にも入居しやすいような状況にしていきたいと考えております。以上です。

○五十嵐会長

他に質問ありますか。はい。B委員お願いします。

◇B委員

【1-1. 少子化対策】児童手当とか、色々な手当が本当にたくさん出るようになったんですけど、保護者の方たちとお話していると、もちろん手当いただくのは本当に嬉しいし、それがベースになるんですけど、やっぱり、今私がいる幼稚園では48人の子ども・44ファミリーの内、3ファミリーが4人お子さんがいらっしゃるって、3人って方も結構いらっしゃるんです。皆さんと話をしていると手当はもちろん嬉しい、それがベースなんだけど、一番はやっぱり自分たちが子育てを楽しんでいること。それから、子育てを自分でしている感覚があることです。それから、手を繋いで、悩みなどを一緒に乗り越えてくれるような仲間がいること。そのあたりは、やっぱり手当以上に一番心動くってという話はよく聞きます。

手当がたくさん出るようになってきたので、ここでおしまいにするのではなくって、その後どんなふうに保護者の方が、肩の力を抜いて、何か仕事しながらでも皆さん楽しく子育てされている方、たくさんいらっしゃいますけれど、そんなふうにしていくような場所とか、仕組みとか、その辺りを具体的にもう一歩、たくさん頭を寄せ合って、考えていけるといいなと思っております。

○五十嵐会長

ありがとうございます。何か町の方で回答ありますか。

◆こども教育課長

貴重なご意見ありがとうございます。やはりB委員おっしゃるとおり、今後、国の方で様々な施策について自治体の方に情報が降りております。

具体的には、手当という一つの事例でいきますと、児童手当の増額であったりですとか、「こども誰でも通園制度」というふうな形で、働きながら子育てをする。

そしてまた、各自治体に環境整備ですとか、そういったことが求められる時代でもあります。今いただいたご意見を、今度いろいろな施策に反映できればというふうに考えております。以上でございます。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。

◇B委員

本当、幼稚園とか保育園という場所をもっともっと活用していただいて、保護者の方たちが肩の力を抜けるような場所作りを本当にいくらかでも協力しますので、そんなことをみんなで考えていけたらいいなと思います。

それと、さっきのA委員のご意見のところで、うちの幼稚園の状況から見ますと、毎年10人募集に対し50人ぐらい。移住者がほとんどなんですけど、来られて100パーセントほぼ移住者という状況です。

スタッフもほぼ移住者という状況なんですけど、40人の方は落ちてしまって、結局元に戻ってってしまうという状況で、そのあたりは、本当に皆さん軽井沢が好きって思ってもらってるので、もったいないと思っているので、そのあたりもう1回考えていけたらなと思います。そして来年4月から入ってこられる方も、半分が軽井沢町に住まいを構えられて、残りの半分の方は、軽井沢町は高いということで、御代田町・佐久市・小諸市に住まわれているという状況が現実的にあります。

○五十嵐会長

他にありますか。

◇C委員

【1-1. 少子化対策】児童館の関係でお話したいと思います。今現在、共働きと防犯の関係ということで、児童館を利用する子どもたちが非常に多くなっております。特に中部小学校の児童館に関して、利用が非常に多く、支援員の方の確保が非常に難しい。そんな状況でございます。できれば支援員の確保のために給与を少し上げていただいて、1時間2時間でもできるような、そういう支援員を見つける。そんな形をしていただければいいかなと思います。子どもたちも安心して児童館で遊べるっていうことは非常に大切だと思います。何とかそんなところを解決していただければいいかなと思います。

○五十嵐会長

総務課長お願いします。

◆総務課長

よろしくお願ひいたします。ただいま支援員への賃金等の手当ということでございますけれども、そういったものも含めまして、今価格高騰とかございます。職員につきましては、そういう職種の方に限らず、賃金を上げるという方向で様々な検討を行っておりますので、支援していきたいと思ひます。

○五十嵐会長

2ページに行きます。3ページに行きます。4ページに行きます。

【基本政策2 環境に配慮したまちづくり】

◇D委員

【2-3.水利用】水利用の6。処理場改修工事他ですけれども、SNS等を見ていると、軽井沢町においては上水の不足、公共下水道の終末処理場についても、もういっぱいなんだよ。というようなことが書かれていますよね。それに付随して、いろいろと軽井沢町の観光がオーバーツーリズムだから、800万人の観光客じゃない600万人ぐらいでいいんだよとか、いろいろ出ているんですよ。

その中で、公共下水の鳥井原地区ですよね。軽井沢処理区。これについては、発地の農業集落排水が取り込まれるというような形になれば、当然処理量も増えてきているんですけれども、現状、何池ディッチがあるかわからないんですけれども、先ほどの説明だと耐震工事という形ですけれども、容量的には足りるのかお聞きしたいと思ひます。

○五十嵐会長

上下水道課長お願ひします。

◆上下水道課長

今、お話をいただきました上水道・下水道とも、現状十分足りている状況というふうにこちらでは考えております。

今、下水道というお話が出ておりましたが、鳥井原にございます軽井沢処理区。そちらの方の処理場、夏の最盛期でおよそ8割というような処理能力に対する処理量になっておりますので、現状におきましても十分足りているという状況であることをお伝え申し上げたいと思ひます。以上でございます。

◇D委員

ということは、いろいろなところで今後話が出ているんですけども、周知の仕方が悪いと思うんですよ。ですから今、何池あるかわからないんですけども、夏季の最盛期においても、8割程度で十分余裕あるという理解でよろしいんですね。

◆上下水道課長

はい。そのとおりでございます。

○五十嵐会長

では、5ページ行きます。6ページいきます。3-1、3-2について。

E委員お願いいたします。

【基本政策3 快適でにぎわいのあるまちづくり】

◇E委員

【3-2.防災】の3番。デジタル戸別受信機設置作業委託他ということで、この内容もうちょっと詳しく教えてもらいたいのと、今、高齢者世帯等において非常通報とかいろいろな使い道があるので、この内容をもう少し教えていただければと思います。お願いいたします。

◆総務課長

はい。総務課です。お答えいたします。内容ということでございますけれども、ここに記載してあるものにつきましては、現在整備されておりますデジタル防災行政無線の保守・維持管理といったものがメインとなっております。その内容につきましては、町内にデジタル防災無線7つスピーカー設置しております。そちらの方から音声で情報を流すもの。こういったものがメインの機器となっておりますけれども、それ以外に同じ電波で戸別受信機を各戸に設置していただいて、そちらから情報が流れるというものになっておりますけれども、今現在こちらの方がなかなか受信するエリアが、限られてしまっているというような欠点がございます。

これにつきましては議会等からもご指摘いただいております。これを補完するものとして、様々な方法を検討中でございます。一つ具体的になってきたものとして、チャットボットです。そういったものを使って、LINE等を利用して、こちらから情報を提供する、あるいは収集するこういったことができるようにしております。

それ以外にも、今電波が弱いところについて増強する、あるいは一度アナログ電波に戻す。こういったことも検討はしておりますけれども、費用対効果等がございまして、なかなか決め手がないというのが実情でございます。

◇E委員

ありがとうございました。高齢者世帯なんかですと、そういうところの非常通報装置みたいなものとして、また使えるような方法があれば検討していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

◆総務課長

はい。承知いたしました。保健福祉課とも協力しまして、そのあたり補完できるものとして検討してまいります。

○五十嵐会長

はい。他にありますか。F委員お願いします。

◇F委員

【3-2.防災】よろしくお願いします。防災のどこに当たるかっていうのは、あれなんですけども、最近インバウンドの数がものすごく増えてきています。コロナ前に戻ったような感じなんですけども、要は外国人に対する防災。いわゆる安全安心な環境にあるということ、町としてもやはり観光立町である以上、整えていかなければいけないのかなというふうに考えています。

特にインバウンドの方々が仮に災害が起きたときに、どういうふうに対応すればいいのか、例えば、防災アプリの外国語版みたいなものを作って、そこにアクセスすれば、そこで近いところに避難するとか。本来は国外に出られるくらい誘導できればいいんですけども、町としてやはりあのインバウンドに対して、こういうところだけは安全安心な環境を整えていますっていうような、姿勢をぜひ示していただきたいなというふうに考えます。いかがでしょうか？

○五十嵐会長

はい。総務課長お願いします。

◆総務課長

はい。お答えいたします。

先ほどお話しさせていただいたチャットボットを使った防災情報の提供というような手段を検討しております。

この機能の中で多言語によるものも、含まれていたと思いますので、そういったところも網羅できるように、これから整理をしてみたいと考えております。

○五十嵐会長

はい。他にありますか。J委員、お願いいたします。

◇J委員

【3-1.生活環境】の3番のところですか。都市計画見直し事業ということで、まちなみ景観整備補助他とありますけれども、この文言これまで無かったものでありまして、先ほどのご説明の中で、まちなみの景観を回収したときに、補助を出すんだというふうなご説明もあったり、それから用途地域の見直しをしていくので、というふうなご説明もありました。

その内容をもう少し詳しく伺いたいのですが。つまり用途地域の見直しに伴って、改修をしなければいけなくなったところに補助を出すのか、それとも何かガイドラインのようなものを作って、それを適合する者に対して補助を出すのか。もう少し詳しく教えていただけますか。

○五十嵐会長

はい。地域整備課長お願いします。

◆地域整備課長

はい。都市計画道路の見直し関係でございますが、令和元年に一度見直しをしまして、数路線廃止をかけています。また、長野県都市・まちづくり課の方に行きまして、だいたい時代が5年単位ではやっぱ大きく変わってくるという中で、この見直しについて積極的にやりなさいというお話がありまして、かなり、今回都市計画道路の廃止ができるんじゃないかということで、やらさせていただくものでございます。

こちらにつきましては、令和5年からやっております、5年6年で債務負担を取って、執行しているものでございます。

それから、まちなみ景観整備補助でございますが、こちら追分のエリアデザインに伴ったもので、追分の村中線に対しまして、建物の景観を統一するための回収工事をやった場合、最高で1件100万円、これ上限でございますけれども、回収内容によりますが10件ほど、景観の回収を今後やっていっていただきたいということで、新規に今回予算付けをさせていただきものでございます。以上でございます。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。J委員。

◇J委員

そうしますと、この後エリアデザインの方は、エリアデザインで出てきますけれども、そちらとは別ということですか。

◆地域整備課長

はい。この計画道路の見直し関係だとか、土地利用方針の調査というものと、まちなみ景観補助とは別物でございます。以上でございます。

○五十嵐会長

次いきます。7ページ、3-3交通について。はい。I委員お願いします。

◇I委員

【3-3.交通】はい。Iでございます。2番のデマンドタクシー実証運行のことですけども、先ほど説明の中で新たなモビリティという説明がありました。それについて、内容を教えてもらいたいと思います。

○五十嵐会長

住民課長お願いします。

◆住民課長

はい。よろしく願いいたします。こちらのデマンドタクシー実証運行利用費補助事業につきましては、現在「よぶのる軽井沢」の実証運行を来年3月31日まで予定しております。

こちらが、一応3月31日で期限が切れますので、今回が3回目となります。1回目から3回目までの実証実験の結果を検証いたしまして、軽井沢町に合った形の公共交通、こういったものを検討していきたいと考えております。3月31日まで「よぶのる軽井沢」が終了となりますので、そのまま何もやらないということ、なかなか交通弱者の方に対して、何かしら移動の手段を確保する必要があるということで、今回このデマンドタクシー実証運行利用費補助ということで検討させていただいております。

こちらにつきましては、交通弱者と呼ばれる方々ですけど、例えば障害者等の手帳を持たれている方、要介護等の認定者、妊産婦さん、免許を返納された方、こういった方々が交通弱者になるかと思うんですけど、この方たちがタクシーを利用した場合、自己負担2,000円未満の場合は500円。2,000円以上タクシーの料金がかかっ

た場合は、1,000円負担していただいて、移動ができるような形でやらせていただきたいというものでございます。

基本的には、例えば通院ですとか、買物のためということで利用していただきたいと考えておりますので、現在のところは出発する場所か目的地が自宅。ということで制度設計をさせていただきたいと考えております。

こちらについてはきちんとした制度設計が確立していませんけど、いろいろな先進自治体でやっているものを参考にさせていただいて、軽井沢町に合った形でやらせていただきたい。このように考えております。以上です。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。I委員。

◇I委員

はい。ありがとうございます。今、「よぶのる軽井沢」令和3年から実証実験3回目ということで行っているわけですが、これについては観光客、あるいは来訪者、そして町民というような形で今回3回目までやっておりますけど、今の説明を聞きますとやはり軽井沢町の交通弱者の方、その方の交通手段ということだけ、考えているのかなというふうに聞こえるんですが、観光客とか来訪者について、この部分についてはどのようなものでしょうか。

○五十嵐会長

はい。どうぞ。住民課長。

◆住民課長

はい。お答えいたします。

今回予定させていただいているこのデマンドタクシー実証運行については、町民と別荘所有者の方で、先ほど申しあげました交通弱者に該当する方を予定させていただいております。観光客の方につきましては、今回やらせていただいている「よぶのる軽井沢」の結果を元に、軽井沢町に合った形のものを検討していきたいと考えております。もちろん観光客の方たちの移動手段も課題と認識しておりますので、また、地元の事業者の方にもご協力いただきながら検討させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。他に。C委員。

◇C委員

【3-3. 交通】 10番の道路新設改良事業の関係で、新幹線側道用地取得とありますけれども、これはどういう所か聞きたいのと、中部小通りの新幹線との所は非常に交通事故が多く、子どもたちが非常に危険でPTAの方と皆さんで署名活動をしていただいて、警察の方に出したということなんですけれども、今後どうかお聞きしたいと思います。

○五十嵐会長

はい。地域整備課長お願いします。

◆地域整備課長

まず、この10番の新幹線側道用地は、離山のコンビニエンスストアの南側に桂地下道というのがありまして、それがずっと新ゴルフ線まで繋がっているんですが、日大の前を通過して、その部分のところで買収できるところは、買収をしていくということで、本年度も一件買わせていただきまして、あそこも将来的には新幹線側道として、整備ができればいいなということで予算付けをさせていただいております。

あと、中部小通りにつきましては、この12月議会の方にもお願いをいたしまして、交差点改良の予備設計というものの予算を取らせていただきまして、交差点改良、また信号機設置に向けて進めていきたいと考えております。以上です。

◇C委員

ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

○五十嵐会長

他にありますか。

はい。K委員おねがいします。

◇K委員

【3-3. 交通】 5番の交通安全推進事業の自転車ヘルメット補助ですけど、初めて出てきた新規事業でございますが、先ほど全年齢対象ということで、購入者補助ということでございましたが、上限の金額と、先ほどの令和6年はレンタサイクルの補助もあるということでございますので、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○五十嵐会長

はい。住民課長。

◆住民課長

はい。よろしく願いいたします。こちらにつきましては、先ほど説明の中にもございましたが、道路交通法が改正されて、今年度の4月からヘルメットの着用が努力義務化されております。しかしながら、着用が進まない現状がございますので、少しでも着用を進めていきたい。そういったことから、今回初めて計画させていただいたものとなります。こちらにつきましては、個人で購入された方は、1人1回限りということで制度設計させていただきたいと考えておりますが、上限を2,000円程度と考えております。年齢制限はございません。

対象ヘルメットとしましては、SGマーク等の安全基準を満たした、新品の自転車用のヘルメット。こちらを購入された方に対して、半額補助をしたいと考えております。

レンタサイクルが軽井沢町には事業者さんがとても多い現状がございます。こちらから自転車を借り、やはりヘルメットをかぶっていないという現状がございますので、こちらの事業者さんに対しましても、補助したいと考えております。事業者さんに対しましては、上限を1,000円ということで検討しております。自転車1台に対し、1個ということで検討しております。

ただ、こちらにつきましては、レンタサイクル事業者さんにもヒアリングをさせていただいております。全部の台数分購入するには、例えば保管場所ですとかが必要になってきますので、全部購入は難しいかなというようなお話はいただいております。以上です。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。他にありますか。はい。次行きます。

8ページ3-3。F委員、お願いします。

◇F委員

【3-3. 交通】 毎回長期振興計画審議会の際は、意見として出させていただいているんですが、道路は、もちろん町道、県道、国道といろいろ管理者が分かれているのは承知しているところですけども、せっかくモビリティの話が出ましたけれども、やはり2次交通だとか、あと省エネで自転車だとか、そういった新しいものも出てくる可能性があります。それが全てに関連するわけではないですけども、せめて自転車道です。

国道の側道にある自転車道が、走っていると木の枝が当たるんですね。顔に。あれは、何のための自転車道、歩道なのかっていう意味がよくわかりません。もちろん管理者は国っていうのはよくわかっています。

でも、これが軽井沢町全体で、都市計画の中で、軽井沢としてもやはりこういう特徴的な町なので、そういうところにアプローチしていくとか、一緒に事業を進めていくとか、そういったものがないものかなということをお聞きしたいと思います。

また道路の凸凹も含めてです。よろしくお願いします。

◆地域整備課長

はい。まず、道路の凸凹につきましては、なかなか予算取りも国や県にもとっていただきながら、要望活動をやったり、町の予算につきましては、なるべく取るようにしております。それで県道に関しましては、いろんなところで、右折レーンの問題だとか、いろんな話が出てくるんですね。それで国道18号につきましても、やはり離山のコンビニエンスストアや何かでマウンドアップという歩道になっておまして、どうしても登って、降りたりとかっていう、ガタガタな道で話はよく聞きます。

将来的にはやはりこのフラットな、バリアフリー的な歩道にならないかということもあるんですが、なかなか車道部と民地部の段差があったり、なかなか解消ができないんですが、特に中軽井沢から新軽井沢までの歩道につきましては、中学生から始まって、自転車の通りが多いため、なるべくフラットにできないかというのは、県に言って参りたいと思います。

それから、国道18号の西部小学校もそうなんですが、今年から国交省の方で、あの事業採択をさせていただきます。これももう長年にわたって要望活動をやってきているんですが、借宿の信号から〇〇板金さんですかね、あそこは歩道が1.5メートルしかないんですが、こちら3メートルの自転車歩行者道にさせていただけるということで、事業化になりました。工事完了まで約5年から6年ぐらいはかかるんですが、こういったふうに地道に要望活動をやって少しずつ光が見えてきたような感じがありますので、今後も引き続き国県等々に、そういった箇所につきましては要望して事業化に向けてお願いをしていきたいと、そのように考えます。以上でございます。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。他にありますか。K委員。

◇K委員

【3-3. 交通】 20番の道路維持管理事業の中の道路側溝のことですけども、あの側溝の何ヶ所か私要望を出してお願いしたんですが、そこに土砂や葉っぱが溜まっていて、体を成していない所が結構あって、この予算付けは、結構徹底的にやっていただけるのかなという感じがしますけども、イタチごっこになる部分もあるかもしれないんですけども、今年はたまたま災害がなくて、こういうことがなかったですけども、側溝が埋まっている状態ですと冠水とかで、防災上大変よろしくないということがかなりありましたので、力を入れていただく実施計画かなと捉えておりますけどその辺どうなってますでしょうか？

○五十嵐会長

はい。お願いします。

◆地域整備課長

側溝だとか、草刈りの関係は毎年大体詰まるところは決まっております、そこはもう業者さんをお願いして出しております。最近では、旧軽で神宮寺の横が詰まっているとか、区長さんからお話をもらったりですとか。そういった随時の面もありますが、もし気が付けば私どもに連絡していただければ、随時出しますのでお声掛けをしていただければと思います。

どうしても、先ほどのイタチごっこということもありますけど、この時期になりますと落ち葉が落ちて、一雨振ると落ち葉一挙に集まったりして、そういったところで溢れたりとか、側溝の蓋が持ち上がってしまったりとか、そういうのがございますので、お気づきの点がありましたら随時、地域整備課の方にご連絡いただければと思います。以上でございます。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。

◆地域整備課長

あと、すいません。歩道の枝の関係、先ほど言わなかったですが、今年に入りますして町道の関係では、三笠通り・三笠線でやはり先ほど自転車に乗っていると顔に当たるということで、近所の人から言われまして、私どもの方で、直営である程度のラインはやらせていただきます。

それから離山線につきましても、これから街路樹の剪定ということで、国道18号につきましても、中軽の辺でやはり私も歩いたりすると、顔に当たるというのがありますので、その辺も県の方に歩行者並びに自転車の方の顔に当たって怪我する可能性ありますので、県の方には言いたいと思います。以上でございます。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。三笠通りの整備やった所もあるんですか。綺麗に舗装していたんですけども。

◆地域整備課長

はい。今回、三笠通りの松並木通りですね。あれが未舗装の歩道だったんです。それでやはり歩くのに支障があったり、段差があるということで、2ヶ年かけて、三笠パーク入口まで、全面的に歩道の舗装をやらせていただいております。以上です。

○五十嵐会長

ありがとうございます。次、9ページ。

◇F委員

【3-5.観光】6番。観光宣伝・誘客事業についてお聞きしますけれども、これが国内誘客推進事業他になっていますけれども、この例えば海外のインバウンド誘客は、ここに入っているのかどうか、内訳を教えてくださいと思います。

◆観光商工係長

お答えいたします。まずこちらの方、国内誘客というふうに書かせていただいておりますが、今後はインバウンドの誘客にも力を入れていかなければいけないということで、インバウンドの誘致についてもこの金額の中を含めさせていただいております。以上です。

◇A委員

【3-5.観光】観光行政全般ということで述べたいと思うんですけども、今年度、令和5年度の政策の中では雲場池の駐車場の関係ですけれども、現状の駐輪場を福祉車両専門の駐車場にして、駐輪場は、今度新しく作った記念碑の横のところへ移動するというのは、今年度の施策の中でという計画を聞いておりますけれども、それはこれから始まるんですか。

それからもう一点、紅葉シーズンがやっと終わりますけれども、ここ2ヶ月ぐらい、私、月に2回雲場池を美しくしたいということで、清掃のボランティアをやっ

ているんですけれども、その中で雲場池来られるお客様大変困っているという声ばかり聞きます。駐車場が無いね。

特にインバウンドの団体のお客様が入ってきておりますけれども、その人たちが旧軽井沢の大きい駐車場へ停めて歩くということで、ツアーの方ですか。その人たちもちょっと何とかしてもらいたいねって。皆さん軽井沢の一番の観光地が残念ですねという声ばかりでございます。

それから特に聞いているのは、高齢者の足の不自由な方、車椅子で来られる方、車椅子を押して旧道の駐車場から来られるんですよ。その人たちに直に聞くと、本当にもう涙ながらにこんな綺麗なところを、車椅子の人たちに見せるのに、こんなに苦労しなきゃいけないというのは直に聞いていて、私自身清掃しながら本当に申し訳ございませんねって謝っているんですよ。

そういうことから考えると、やっぱり今回の6年～8年までの施策の中では、この雲場池周辺の駐車場、町としてどうするという施策がないですけど、全く今の段階では、青写真すら無いのですかということをお聞きします。

◆観光商工係長

まず、1点目です。雲場池の駐輪場、それから現在の駐輪場を障がい者用の駐車スペースに変えるというものについてですが、昨年度から引き続きですけれども、駐輪場とさせていただこうとしている地権者の方と交渉を続けているところでございます。

現在、交渉の方がまとまっておりませんで、まだ工事の方に着手ができていない状況でございますが、引き続き地権者の方と交渉させていただきまして、駐輪場等の工事が進められるようにしてまいりたいというふうに考えております。

また、駐車場の方につきましては、議会からもご指摘をいただいているところではございますけれども、町としましても現在の状況は由々しき事態になっているということを認識しておりまして、様々な場所、駐車場として利用できないかということを探させていただいているところでございます。

ただ、あの場所は皆さんご存知のとおり、雲場池周辺というところで大変土地が高いところでございます。軽井沢町の限られた財源の中で、利用できるということを探すというのが大変難しいところになっております。

また空き地等が今無くなってきてしまっているというようなこともございまして、町としても苦慮しているところです。駐車場すぐにできるっていうことは、な

かなか難しいところではございますけれども、せめて紅葉の時期ですね。そういった足の悪い方にご利用いただけるようにということで今年実証実験的に、10月1日から現在11月12日までシャトルバスを運行させていただきまして、そちらの方を周知して皆さん軽井沢駅からご利用いただけるようにということで運行をさせていただいてところでございます。

また、こちらにつきましても利用人数等の把握、実証の効果を見させていただきながら、また来年に繋げていきたいというふうに考えております。以上です。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。他にありますか。10ページに行きます。G委員をお願いします。

◇G委員

【3-6. 商工業】商工業の1番。商工振興事業の中で、商工会への補助金の中に街灯会への補助も含まれているかと思うんですけども、町にある十数件の各街灯会さん大変今、運営に困っている状態でここ数年観光経済課とも話し合いをさせていただいているんですけども、小さな街灯会の場合は、もう運営が難しくなっているということで、防犯灯に変えられないかなという意見が出ておりますが、その辺のところ撤去すれば、という話も話し合いの中で出てきたんですけど、撤去費用っていうのは非常にかかるので、今助成いただいている電気代の3割ですか、それでは撤去まで進んでいかないというのが現状です。

防犯灯に変えていただくにも、いろんな条件もあって大変難しいと。去年、それぞれの会からどこに街灯があっただうなっているかっていう状況は、提出させていただいているんですけども、昨年度はゼロ回答ということで、何も変わらないということだったんですけども、それまでの話し合いの中でも、撤去費用の分もある程度は町から助成金を出してもいいんじゃないか、というご意見をいただいたんですけども、どうも今回の予算を見ても、それは多分含まれていないんじゃないかと思うので、その辺のところをもう少し町と、街灯会各会とも積極的な話し合いの場を持ちながら、長期的に考えていただきたいと思っているので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐会長

はい。お願いします。観光商工係長。

◆観光商工係長

はい。観光経済課です。街灯会の皆様のお話は私の方でも承知しておりまして、委員おっしゃるとおり、今すぐに助成金いくらだとか、どういう制度設計とかがあっていうところの話まではいたっていません。

今後も商工会の皆様との話し合い頻繁に取らせていただいて、情報共有をしながら、どういった方向が良い方向なのかということをお話し合わせていただきながら、進めさせていただければというふうに考えております。

◇H委員。

【3-7. 農林業】 1番、農業振興事業ですけれども、確か昨年度の長期振興計画の中でもお話ありましたが、その中に有機JAS取得に向けての支援が入っているかと思うんですけれども、この1～2年で有機JAS取得に向けてですか、問い合わせ等具体的にありましたら何件くらいあったか回答をお願いします。

○五十嵐会長

お願いします。農林振興係長。

◆農林振興係長

有機JAS。そうですね。第6次長期振興計画の目標に掲げておるわけですが、具体的に町に有機JASに対する問い合わせの件数は今のところございません。

ただ、町としましては有機JAS取得に向けて、実施計画昨年も申し上げたかと思うんですけれども、来年度から1人でも2人でも認証できるように、補助制度の創設について検討するところでございます。今、制度設計をしているところですので、制度設計纏まったら、是非来年度からは有機JASの補助を始めたいなと考えているところです。以上でございます。

○五十嵐会長

はい。F委員。

◇F委員

【3-6. 商工業】 商工業の3番。6次産業化推進事業の発地市庭についてお聞きしたいんですが、発地市庭のアトリエ ドフロマージュの奥の部屋、発地市庭が出来たときは、蕎麦打ち体験とかいろんなもので、地域の食文化を皆さんに参加していただいて、イベントみたいなスペースで造られていたんですけど、その後使っているかどうかわかんないんですけど、私が行くといつも空いているんですね。あれは何か利用計画みたいなのは考えていらっしゃるかどうかお聞きしたいです。

○五十嵐会長

はい。お願いします。

◆農林振興係長

お答えいたします。アトリエ ド フロマージュさんの奥の蕎麦打ち室につきましては、現在そのままになっていますけど、実際稼働しております。委員お越しいただいた時にたまたま稼働していなかったってところだと思うんですけども、申請も出てきておりますし、稼働しておりますので、ご報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○五十嵐会長

はい。D委員。

◇D委員

【3-7. 農林業】 3番。令和8年度に滞在型貸農園事業という形であるんですけども、このクライנגルテンの事業主体は民間になるのか、あるいは行政主体でやるのかお聞きしたいと思います。

○五十嵐会長

はい。どうぞ。

◆農林振興係長

お答えいたします。新規事業で挙げさせております滞在型貸農園ということですが、遊休農地の解消ということもございまして、説明の方にもありましたけど、令和6年から7年にかけて開設場所ですとか、調査、滞在施設の検討を行いたいと思っております。

あわせて器具庫ですとか、附帯施設の検討もあわせて行います。町で行うか、民間で行うかは今現在のところ町が主体となって行うことを想定して、町の方で令和6年・7年で調査をかけて令和8年で、プロポーザルのような形で、技術提案を受けて実施できれば良いなという形で現段階では考えているところです。以上でございます。

○五十嵐会長

よろしいですか。次行きます。11ページ。次行きます。12ページ。

【基本政策4 誰ひとり取り残さないまちづくり】

◇D委員

【4-1. 健康】 11番。軽井沢健康プロジェクト研究事業。これについては、令和8年度は125万ですか。少なくなっているんですけども、この事業はいつまで続けられるのか。また、内容を知らせてください。

○五十嵐会長

はい。保健福祉課長お願いします。

◆保健福祉課長

ご質問の軽井沢健康プロジェクト研究事業でございますけれども、こちら、令和8年の4月までの契約となっております、現在進めているところでございます。現在、契約どおり毎年の研究を進めている状況でございます。

最終年の8年の金額が低いというのは、縮小というよりかは、最終年は4月1ヶ月だけの契約となりますので、額が年間1,500万円ですけれども、その12分の1の金額になっております。事業自体は契約どおり進んでいる状況でございます。以上でございます。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。では次いきます。13ページ。14ページ。15ページ。はい。B委員お願いします。

◇B委員

【4-3. 教育】教育のところの、「自ら未来を切り拓いていく創造性豊かな子どもたちを育むまち」というところで、その具体的な事業内容が、軽井沢高校の魅力化推進事業が直接子どもたちに関わるのはそれくらいかなと思って、ちょっと残念だと思ったのがひとつです。

あと2つあるのですが、まず、1つは、今年5校連携合同研修会に幼稚園と保育園を入れてくださって、本当にありがとうございます。軽井沢町の子どもたちに関わる人たちが、一つのところに集まってみんなで学び合っているっていう、それだけで本当に豊かだし、嬉しいなと思って。小中学校の皆さんとたくさんお話させていただいたり、学び合わせていただいているんですけど、今年、幼稚園の方に、もう既に長野県内から20人近くの小・中学校の先生たち、教頭先生、校長先生含めて研修に朝から夕方までいらっしやって、研修していかれます。また、学びの改革のヒントが欲しいということで、研修していかれているんですけども、皆さん自腹で、研修費はそんなには高いことはないんですけど、払ってくださっていて、本当にこれからは子どもたちだけではなくって、大人たちがみんなで学び合ったり、

混ざり合っていくことが、本当に大事なんじゃないかなと思うので、そのあたりをもう少し応援してもらえると嬉しいなっていうところが一つ。

もう一つは、来年の4月から自分の学校に教員が来るのだろうか。教員不足がひしひしと校長先生達が悩み始めてらっしゃるのもお聞きしています。教員に関しては県の仕事ですけれど、軽井沢町として、来年・再来年に向けて何かしていかなくていいのかなっていうことも思っていますので、よろしくお願いします。

○五十嵐会長

はい。お願いします。

◆こども教育課長

まず、一点目の5校連携の関係。幼保小の連携、これは町でも強化して今後進めていく事業と認識しております。研修費用につきましては、公立であれば、それぞれの経費で計上しております。この事業については概ね500万円以上ということになりますので、細かな部分までは説明はできませんけども、研修費用としては盛っておりますので、また学校関係者、保育園関係者と協議しながら負担金として出せるのであれば、それは対応したいと思います。

あと2点目の教員不足。これについては軽井沢町も同様の形になっております。やはり、教職員の働き方改革、長時間勤務であったりとか、様々な要因がありまして、町においても不足しております。

その分町は独自としまして、支援員という形で各小・中学校に他市町村には無いような人数を配置しております。教職員の対応であったり子どもたちの対応を全てやっております。

しかしながら、どこまで教職員を補充・加配すればいいかというのは、やはり子どもに応じた対応というのが求められる時代ですので、今後につきましても許すことが可能であれば、最大限町独自の加配として配置していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。I委員。

◇I委員

【4-3.教育】教育の1番。軽井沢高校魅力化推進事業についての内容を教えてください。

○五十嵐会長

はい総合政策課長。

◆総合政策課長

こちらの軽井沢高校魅力化推進事業ですけれども、まず軽井沢高校の魅力化支援委託というのを計上してございます。こちら600万円ほどになるんですが、学習センターへの運営支援ですとか、地域連携の支援、あるいは高校3年生の大学受験のための志望理由書の作成の支援等々の支援委託ということを計上しておりますし、来年度、軽井沢高校の中に地域連携室というものを設置したいという考えでございませ

す。
こちらの方は軽井沢高校のスタッフと軽井沢町お住まいの方等の地域の連携をしていって、軽井沢高校の魅力をもっと引き上げたいというもので、そちらの備品、1部屋使うんですけれども、備品購入費としてエアコンですとか、複写機ですとか、こちらの方に200万ほどみております。

その他に旅費ですとか、消耗品事業費ですとかそういったものを計上しているところでございます。以上です。

◇I委員

ありがとうございます。予算を見るとどんどん減額されている。この理由というのは、何でしょうか。教えていただけますでしょうか。

◆総合政策課長

お答えいたします。令和6年度から7年度は先ほど言った備品が6年間で購入させていただきましたので、少し減少している。それと、令和8年度は備品の購入を一切想定していないということもございまして、微減になりますけれども、右肩下がりで予算の方は減らさせていただいているような状況です。以上です。

○五十嵐会長

他にありませんか。次行きます。16ページ。

◇D委員

【4-5.生涯学習】4番。カーリングホール照明LED化工事とありますが、この内容をお聞きしたいと思います。

○五十嵐会長

はい。お願いします。

◆地域整備課長

お答えいたします。風越公園につきましては、アイスアリーナから始まってグラウンド、テニスコート。テニスコートはもうLED化終わっておりますけども、今現在カーリングホール棟来年やりますのは、夜だけ電気を点ける施設ではないということで、電気料的に昼間から点けている施設なので、今回優先的に、カーリングホール棟からLED化をやるというものでございます。引き続き、全てやっていかなければいけないので、まずはそういった昼間から点けている施設からさせていただいたというものでございます。

◇D委員

LED化ということですが、カーリングホールは私建設当時担当していて、LED化になっているんですよ。それでシートの上にある照明ありますよね。大きい照明。あれについてはLED化がその当時できないという形の中で、LED化になってないんだけど、施設については、中軽井沢のいわゆる沓掛テラスが最初にLED化を高額だったんだけどして、ところが施設のカーリングホールについては、先ほど言った、シートの上部についてはLED化されてないんだけど、他の物については、全てLED化されていると私は思っているんですよ。

ですから、そこら辺を確認して計画を出しているのか、疑問に思ったからお聞きしたわけです。

○五十嵐会長

はい。どうぞ。

◆地域整備課長

すいません。私の認識的には全てこれLED化になっていないっていう認識の中で、これ予算取りをしております。ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○五十嵐会長

D委員、よろしいですか。ぜひ調べてお願いいたします。

◇F委員

【4-4.生涯学習】の3番。スポーツ推進計画策定事業。次年度で終わるわけですが、スポーツ推進ビジョンを作る委員会があつて解散をいたしました。開催した委員会でいろいろ練られたものが、ここに反映されているのかどうか。また、全く新しく何か来年度で作っていくのか、そこら辺お聞きしたいんですけど。

◆総合政策課長

今ご質問いただきました、委員会を今夏解散させていただきまして、また新たに、この6年度に策定するスポーツ推進計画の委員会というものを立ち上げております。

従前に築き上げた委員会の中で、ある程度のビジョンというものも作ってきたんですけども、委員会の中で承認されたわけではありませんでした。ですので、今総合政策課で考えているのは、もうゼロスタートにさせていただきまして、町の文化的要素の一翼を担っているスポーツ振興政策であったり、中学校の部活動の地域移行の内容を盛り込んでいったスポーツ推進計画。

そこには当然ビジョンというものも当然掲げなければいけないと考えておりますし、そのような立てつけで、計画の方を策定していきたい。このように考えております。以上です。

○五十嵐会長

F委員よろしいでしょうか？

◇F委員

時代に合ったコンセプト若干変えながら、という意味で新しくまとめるっていうことでいいですね。ただ、過去にせつかく、いろいろ討議されてきた事実もありますので、何かしらの形で反映いただけるとありがたいなと思います。

◆総合政策課長

ご意見ありがとうございます。こちらスポーツ推進計画、忸怩たる思いがあるんですが、平成25年度から取り組んできておりまして、結果が出なかったということでございます。

当然、蓄積されてきた知見等もございますので、そちらの方も活かしながら、しっかりと作り込んでいきたいと考えております。以上です。

○五十嵐会長

ありがとうございます。地域整備課長お願いします。

◆地域整備課長

先ほどのカーリングホールのLED化の関係でございますけれども、やはりD委員おっしゃるとおりで、シートの上のみということで、今回積算上もシートの上のみで計上させていただいております。

○五十嵐会長

ありがとうございます。長時間になっていますので、ここで休憩させていただきます。

△休憩 午前11時00分

△再開 午前11時10分

○五十嵐会長

全員揃われましたので再開させていただきます。16ページまで終わりましたので、17ページお願いいたします。J委員お願いいたします。

◇J委員

【4-5.歴史・文化】3番。先ほどご説明ありました令和8年度の八田別荘保存修理事業。こちら先ほどのご説明ですと、現在の建築業界の事情によりというふうなご説明でしたが、令和5年度、これ保存修理事業ということで補正予算を議決しておりまして、進んでいると思うんですね。保存修理事業が。

これ2年置いてまた8年度でやるというふうな理由はよくわからないんですが、ご説明をお願いいたします。

○五十嵐会長

はい。生涯学習課長。

◆生涯学習課長

はい。よろしくお願いいたします。八田別荘の保存修理事業にあたりましては、J委員おっしゃるとおり、今年度一般競争入札を行いました。令和4年度にもそうでしたが、応札者がいませんでした。それに伴い不調となっております。

ここの部分を再度、八田別荘だけではないんですが、周辺の工事情等勘案しまして、こちらの方を再度見直しまして、まずは津軽屋をしっかりと保存修理を行いつつ、そちらを地元旧軽井沢区等と八田別荘をどのように活用していくかというものを協議しながら進めて、令和8年度へ実施をしっかりとやっていきたいという考えに至りました。以上になります。

○五十嵐会長

はい。K委員。

◇K委員

【4-5. 歴史・文化】続けてお願いします。令和6年、7年度で津軽屋の保存修理。それから活用整備事業。先ほど課長がちらちらお話しておりますけども、前からずっと活用をどうするのかということで、地元の皆さんと話し合っていると思うんですけど、今後はどのような活用されますか。津軽屋は。

○五十嵐会長

はい。どうぞ。生涯学習課長

◆生涯学習課長

はい。お答えいたします。津軽屋ですが、現在、実施設計業務委託を今年度出ししております。こちらを今進めておる中で、地元区の方と検討した中で、中の改修をして、追分宿、追分節等の伝承館並びに休憩スペース等を利用した部分で活用を考えております。

追分宿全体の宿場の雰囲気そのまま活用に活かして、そちらの方に誘客、お客様が来られるような形で今のところ検討を進めております。以上です。

○五十嵐会長

はい。どうぞ。

◇F委員

【4-5. 歴史・文化】先ほどのJ委員の話に関わるんですけど、八田別荘は落札できなかったということで、外観のみは拝見できるので、敷地内は入ってもOKということによろしいですか。

○五十嵐会長

はい。お願いします。

◆生涯学習課長

はい。お答えいたします。

そうですね。外観は全然写真等撮れますので、外観の方は特に問題ないと思います。ただ中はまだ改修をしてからという形になりますので、外観からの写真等は問題ないという形で考えております。

◇F委員

庭の方には入っていいんですね。

◆生涯学習課長

そうですね。基本的には大丈夫です。

◇F委員

ありがとうございました。それともう一点。ここには出てきてないんですけども、雨宮屋敷と深山荘ですけども、この改修とか利活用について、何か計画があるようでしたら教えていただければと思いますけれども。

○五十嵐会長

はい。どうぞ。生涯学習課長。

◆生涯学習課長

はい。お答えいたします。深山荘ですね。旧スイス公使館に関しましては、今後どのような形で利活用ができるのか、今後検討しながら、この津軽屋と八田別荘を終了した後に、今のところは深山荘の保存をどうしていけばいいのかっていうのを検討してまいりたいと思っております。

また、雨宮屋敷。そちらも今後どのように利活用できるのか。こちらはうちの文化財審議委員会がありますので、そちらとも協議しながら進めさせていただければと思います。以上です。

○五十嵐会長

よろしいでしょうか。他にありますか17ページ。18ページお願いします。F委員。

【基本政策5 協働とパートナーシップのまちづくり】

◇F委員

【5-1.都市間交流】都市間交流の中で、これ広域的な連携も含まれると思うんですけども、それは観光の方ですか。理解が進まなくてすいませんけども、軽井沢町と福井県が連携協定を結んでいるんですけども、これは都市間交流の中で何か計画を進めていくのか、今後どうするのかっていうのを、方向性も含めて教えていただければと思いますけど。

○五十嵐会長

はい。観光経済課お願いします。

◆観光商工係長

はい。観光経済課です。今、F委員おっしゃっていらっしゃるのは都市間交流の2番のことになりますでしょうか？

国際交流事業になりますが、私の方でお答えするのもあれなんですけれども、こちら総合政策課の方で海外にお子様たちが、海外の方に留学等されるときの補助を

出すものになりますので、都市間交流等のものとして出されているものはございません。

こちらの中には、福井県との連携については都市間交流の中には入っておりません。以上です。

◆総合政策課長

私の方からお答えしますと福井県の方は、先ほど国内誘客プロモーションってございますね。あちらの方で来年度は福井県の方で観光PRとかやらせていただきますし、そちらの国内観光誘客プロモーション事業で福井県との交流は予算化してあるという形で、内容が逆の説明になって悪いですけども、国際交流事業は総合政策課の方で行っている事業となります。

○五十嵐会長

他にありますか。19ページ。J委員。

◇J委員

【5-3.都市運営】6番です。庁舎管理事務経費ということで、庁舎内外の修繕。それから庁舎電話設備更新他ということで、この事業以前から載ってきているんですけども、この必要性について伺いたいと思います。

今庁舎は、あくまでも今現在の計画ですけども、この令和8年の後、令和9年・10年・11年には解体する見通しではないかというふうに思います。この事情は、先ほどの老人福祉センターの事業のところでもご説明ありましたが、この解体が間近に迫っている庁舎の電話の設備の更新に4,500万円かけるということで、この必要性がよくわからないですね。

どんな理由なのか。この庁舎内外の修繕1,000万円ということもあわせて、お願いいたします。

○五十嵐会長

はい。総務課長お願いします。

◆総務課長

はい。お答えいたします。こちらですけども、確かに新庁舎というものを見据えてというところが、一番区切りとなってよろしいかと思います。

ただ、今現在利用している電話回線につきましては、やはりもう補修をする期間というか、修繕対応する期間というのも迫っております。そういった中で新たに庁舎が変わった場合も活用ができる、利用ができる電話ということで、今スマートフ

オンといいますか、そういったもので職員に各1台持たせるということで、それ以外に、各課には電話機1台ということで、今の庁舎に備えるというような形のは避けまして、例えば庁舎が新しくなってもそのまま利用できる。こういったものを想定して、この予算とさせていただきます。

○五十嵐会長

いいですか。はい。J委員。

◇J委員

すいません。続けてですけれども、その2つ下の8番。人事給与事務経費ということで、研修会講師謝礼です。研修会大変結構なことだと思いますが、745万円という金額。この内容、謝礼だけではないと思うんですけれども、こういったものなのか。研修会講師謝礼他745万円、これ7年度もそうです。この内容についてお願いいたします。

○五十嵐会長

はい。総務課長。

◆総務課長

はい。お答えいたします。まず、内容としましては先ほど言った研修会講師謝礼、これは令和5年度までは100万円という予算を計上しておりましたが、やはり職員の研修というか、スキルアップこういったものを見込みまして、こちらを275万円ということで積算をしております。

また、それ以外にコロナも治まってまいりました。やはり先進地の視察、こういったものが必要になってきますので、このあたりにつきましても今年度と比較いたしまして50万円ほど多く計上するというような形で、それらを見積もって、積み重ねますと745万円ということでございます。

あともう一点いいですか。先ほど言い忘れたんですが、1,000万円という修繕費についてですけれども、こちらは毎年予備的経費ということで、計上させていただいております。こちらやはり使っている間は、何か修繕が必要となれば、例えば暖房が壊れた、こういった場合業務に支障が出るということで、予備的経費として計上をさせていただいているというものでございます。

○五十嵐会長

他にありますか。無いようですね。全体を通して、最後に質問ありますでしょうか？では長時間にご審議いただきまして、質疑等についてこれで打ち切らせてもらいます。よろしいでしょうか？

〔「はい。」と呼ぶ者あり〕

○五十嵐会長

皆さんの合意により、質疑を打ち切らせていただきます。軽井沢町実施計画令和6年度～8年度（案）について了承することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。異議なしと認め、それでは先ほど受けました諮問に対して、答申書の案文につきまして、会長である私と事務局に一任いただけたでしょうか？

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。異議なしと認め、そのように取り扱いさせていただきます。

これで第1部の審議事項である軽井沢町実施計画、令和6年度～令和8年度（案）について審議を終了させていただきます。慎重審議誠にありがとうございます。

△休憩 午前11時25分

△再開 午前11時26分

○五十嵐会長

それでは審議会を再開させていただきます。第2部に入ります。

地域再生計画（軽井沢町まち・ひと・しごと創生推進計画）の効果検証について、事務局から説明をお願いいたします

◆事務局

それでは、審議事項2の「地域再生計画（軽井沢町まち・ひと・しごと創生推進計画）の効果検証について」説明いたします。まず、説明に入る前に地域再生制度、地域再生計画効果検証の趣旨、企業版ふるさと納税制度の概略からご説明いたします。資料（2）-1をご覧ください。地域再生制度の概要となります。

近年の急速な少子高齢化の進展、人口減少、社会経済情勢が大きく変化している中、左上の黄色い枠組みの一番上の丸のところでございますが、地方公共団体が地域再生法に基づく地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、国が地域の自主的かつ自立的な取組を支援する制度です。資料右側には、①～⑫まで主な支援措置メニューの記載がございます。

軽井沢町においては、地方創生総合戦略を基にした、地域再生計画を作成し、令和3年度から企業版ふるさと納税の事業に取り組んでいるところです。

なお、資料にはございませんが、作成した地域再生計画については、PDC Aサイクルの構築を要素とし、外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定することとされていますので、本日皆様に効果検証をご依頼しているところです。

資料（2）-2をご覧ください。企業版ふるさと納税の概要となります。この制度は平成28年度に創設され、地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する寄附を行った法人に対し、資料右上のグラフでございますが、令和2年度からは最大6割に相当する額の税額控除と、寄附に係る損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割に相当する額が軽減される制度となります。その下の例にございますように、例えば1,000万円の寄附をしますと、最大で約900万円の法人関係税が軽減されるというものでございます。

次に資料（2）-3をご覧ください。こちらが町の地域再生計画でございます。この計画の名称を「軽井沢町まち・ひと・しごと創生推進計画」としております。1ページから計画の名称・作成主体の名称・区域・目標が掲げられおり、3ページには4つの基本目標を掲げています。

これらの大きな4つの基本目標を達成するため、それぞれの目標について具体的施策を掲げ、指標として重要業績評価指標（KPI）を設定しております。以後重要業績評価指標をKPIと申し上げます。

4ページの上から4行目の①につきましては、地域再生を図る事業として、アからエまでの事業を掲げており、②以降は各事業に対する具体的な取り組み内容等について記載をしております。企業版ふるさと納税はこの4つの事業を対象としており、幅広く寄附を受けられる形になっております。

資料(2)-4をご覧ください。こちらは、地域再生計画に係る事業の効果検証シートとなります。効果検証シートには左上から特別の措置を適用して行う事業・事業概要・寄附実績・KPI・KPIに対する各評価指標・基準値・目標値・令和4年度末の実績値を記載しています。

また、各評価指標の実績を含め、地域再生計画全体の評価・今後の方針案を事務局でまとめましたので、事務局案に対し委員の皆様からご意見をいただき、今後の方針を決定したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、効果検証シートの左側、特別の措置を適用して行う事業につきましては、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）でございます。その下の事業概要については、さきほど申しあげた4つの基本目標となります。右側の寄附実績については、57,350千円の寄附をいただいています。

基本目標1 魅力ある地域づくりと特性を活かした軽井沢ブランドの形成事業につきましては、2つのKPIを設定しています。

1つ目として、「教育機関等と連携した各種プログラムの創出」になります。こちらについては、ISAKとの国際交流・国際人材育成事業を行い、国際性あふれる人材の確保、国際交流の推進・実践英語教室等を実施することができました。令和4年度末までの実績としては、この1つの事業のみとなっておりますが、引き続き各教育機関等と調整を行い、いろいろな支援等につなげていきたいと考えています。

2つ目として、「自然保護対策要綱の遵守率」になります。軽井沢町の伝統とすぐれた自然を保持し、明るく健康的な国際保健休養地としてのまちづくりを推進するため、自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例及び軽井沢町の自然保護対策要綱に係る事前協議を徹底することができました。継続して豊かな自然環境や美しい景観など地域の魅力を磨き上げてまいります。

続いて、基本目標2「軽井沢へ新しい人の流れを生み出す事業」についても、2つのKPIを設定しています。

1つ目のKPI「観光客数」についてです。こちらの基準値については、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度の数値を使用しています。新型コロナウイルスの影響により、令和元年度の841万人から令和2年度は481万人まで落ち込んだものの、令和4年度は732万人まで回復してきております。引き続き本町の魅力を戦略的・効果的に発信して参ります。

2つ目のKPI「純移動数（5年累計）」についてです。こちらは転入数から転出数を差し引いた社会増減の数値となります。目標値については、人口ビジョンにより算出した転入数から転出数を差し引いた社会増減でございます。目標値928人に対し、実績値が1,732人で、大きく目標を上回っている状況です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響及びテレワークの普及等により、転入された方が多く、外的要因が大きいと考えられます。今後の動向には注視し、にぎわいと活気に欠かせない交流・関係人口の創出に取り組みます。

基本目標3「ふるさと軽井沢で子どもを産み・育む環境をつくる事業」についても2つのKPIを設定しています。

1つ目のKPIは「合計特殊出生率」でございます。合計特殊出生率とは、出生力を示す指標で、人口に対して生まれた子どもの数を表すものの1つでございます。その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向を見るときに指標でございます。現在の人口を維持するためには、合計特殊出生率が2.07以上を保つことが必要とされています。令和6年度の目標値1.40は人口ビジョンから算出したものです。

また、市町村の合計特殊出生率につきましては、出生数の少なさに原因する偶然性等の影響のため、数値が不安定となる場合がございますので、令和4年度実績値については、5年間の平均で算出しています。参考値と捉えていただきたいと思いますので、お願いします。

2つめのKPIは「出生数」でございます。目標値623人に対し、令和4年度までの5年間累計数が、527人と目標を下回っている状況でございます。全国的な傾向と同様、本町における出生数も減少傾向にあります。妊娠・出産から育児ま

での切れ目のない支援を行い、若い世代が安心して結婚、出産、子育てができるよう環境を整えて参ります。

基本目標4 参画・協働による安全・安心な地域づくり事業については、3つのKPIを設定しています。

1つ目のKPIは「自主防災組織設立数」でございます。目標15団体に対し、令和4年度実績値は15団体となっております。引き続き、「災害から自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、平常時から災害に備える体制整備や防災に対する知識の習得など、地域防災力を高めて参ります。

2つ目のKPIは「消防団員数」でございます。目標値362人に対し、令和4年度実績値が240人となっております。全国的な傾向と同様、当町における消防団員数も減少傾向にあり、住民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、広報かるいざわでの募集やベント等を通じまして、消防団活動についての理解を得ていきたいと考えています。去る、10月22日に開催した消防フェスティバルでは、約900名の来場者がありまして、消防団活動に対する一定の理解、また広報ができたかと捉えております。

続きまして、「ボランティア講座等の受講者数」でございます。こちらは、目標値263人に対し、令和4年度実績値が154人となっております。こちらの数値はボランティアセンターが開催する講座の参加者数でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、減少したものでございます。

今年度、軽井沢町では日本財団ボランティアセンターと、自治体との初めとの取り組みといたしまして、ボランティア活動推進に関する連携協定を締結しました。

今後、日本財団ボランティアセンターとボランティア講座の開催につきましても検討をすすめ、住民がともに支え合い、地域に住むすべての人が心豊かに暮らすことができるよう、住民主体のまちづくり活動への支援を行って参ります。

続きまして、KPIの右側、事業評価についてご説明いたします。地域再生計画全体の評価といたしましては記載のとおり、企業9社から寄付の申し出があり、UWC・ISAKジャパン軽井沢が実施する国際交流・国際人材育成事業を行い、国際性あふれる人材の確保、国際交流の推進・実践英語教室等の推進を図ることができた。

また、安全・安心な地域づくりなどのため、基金への積立を行い、地方創生に一定の効果があった。としています。

また、右側の今後の方針としては、今後とも寄附を希望する企業との協議等を行い、各種施策を行い持続あるまちづくりの形成に努めるほか、寄附金の効果が見えるように取り組んでいく。としています。

最後になりますが、本日検証していただいた結果は、本町ホームページ等で公表して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございました。それでは質疑に移りたいと思います。今、地域再生計画の効果検証の関係について説明を受けましたが、質疑はございますか。J委員お願いいたします。

◇J委員

はい。参考資料(2)-3、(2)-4にまたがるところですけれども、KPIの事業です。事業の中の一番上、教育機関等と連携した各種プログラム。どういった教育機関等を想定されているのか具体的な具体像があれば、お願いしたいと思います。

◆事務局

お答えいたします。このKPIの設定につきましては、どんな教育機関であっても幅広く受けられるという形で、特にこちらのどんな教育機関というのをあらかじめ想定していたわけではないですけれども、今で言いますと、ISAKであったり、町ホームページ等では信州大学との連携協定に基づいた事業というのも考えていきます。というようなご案内を今のところしておるところですが、その2者以外でありましても、どんな教育機関であっても、企業版ふるさと納税を使って事業ができるようなことがあれば協力をして事業を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○五十嵐会長

K委員。

◇K委員

自然保護対策要綱の遵守率ですけど、100パーセントってことで、結果書いてありますけど、結構議員のほうにも、違反しているって話はもう要望でどんどん来ているんですけど。この間の語る会でもそんな話がありました。

100パーセントと言っていいのかどうか、何をもって100パーセントとおっしゃっているのか、お聞きしてもいいですか。

○五十嵐会長

はい。環境課長お願いします。

◆環境課長

この要綱の100パーセントですけども、これはあくまでもうちの方の軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例に基づくもので、出てきたものについては、業者の方あるいは実施しようとしている方に、指導としまして、最終的には確認書を出す形になりますけども、手続き条例的には、もう全て100パーセント。要綱守っていただいているということで、このK P Iにつきましては100パーセント。

これが要綱を守っていただく上では、ある意味最低ラインの部分になりますので、これからも守っていただくよう徹底的に指導をさせていただきたい。というふうに考えております。以上です。

○五十嵐会長

はい。D委員お願いします。

◇D委員

はい。100パーセントという形で自己満足しているんですけども、これ先ほどK委員も言われたように、追分でも届出はちゃんとされているんだよと。しかし、実際にはこういう事例があるという形があるんですよ。町側で当然承知していると思うんですけども、そのような申請と現場と違うとか、そういう確認はしているんですか。

○五十嵐会長

はいどうぞ。

◆環境課長

はい。お答えいたします。確かに確認部分ですけども、十分できているかっていうと、皆様からいろいろなご意見いただくので何とも言えない部分があるんですが、通報に対しては、そういった事業者にはうちの方で指導申し上げていますし、またそういった情報ありましたら皆様からいただきまして、最終的には要綱自体もだいぶ時間が経って見直さなきゃいけない部分、開発関係も色々増えていますので、当然土地利用的にも見直さなきゃいけない部分については、絶対見直さないというものではありませんので、今後見直すような形で庁内の組織、あるいは外部

の委員の皆様を入れた中で、見直しが必要というふうに考えておりますので、時代に沿った中で見直しはかけていきたいというふうに考えております。以上です。

○五十嵐会長

はい。他にあるでしょうか？C委員。

◇C委員

消防団員数ですけども、一般応募しているというわけですけども、なかなか一般応募でこれ寛容できるかどうかは、心配だなというふうに思います。

やはりそうではなく消防団員というのは、地区を守るものであるもので、強制的ではありませんけど、各区からやはり自分たちの区は自分たちで守らなきゃいけないということで、各区から何人というような募集を図る。そして消防団員を募るといふそういう考えはありますか。

○五十嵐会長

はい。よろしくをお願いします。

◆消防課長

よろしくお願いいたします。団員数の確保につきましては、今おっしゃられたように、いろいろな方面から募集かけております。フェスティバルですとか広報誌でもその一つですけども、各区の団員数でございますが、各区からといいますか、12部ございますけれども、各部の部長さん方をお願いいたしまして、区で入れる方は募集していただいて、消防団員になっていただくというようなことは進めております。以上でございます。

○五十嵐会長

はい。ありがとうございます。他にありますか。これで質疑を打ち切らせてもらってよろしいでしょうか？

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

7. その他

○五十嵐会長

はい。それでは、7番その他に移りたいと思います。本日の審議を通じて何かございますか。

また、審議事項によらず全般的に何かご意見等がございますか？よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五十嵐会長

はい。これで質疑を打ち切らせていただきます。よろしいですね。それでは皆さんの合意により質疑を打ち切らせていただきます。

それでは長時間にわたりまして、重要な案件、慎重審議いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様のご協力に感謝し、議長の任を下ろさせていただきます。ありがとうございました。

◆総合政策課長

五十嵐会長ありがとうございました。本日は第1部第2部と長時間にわたり慎重審議を賜り誠にありがとうございました。以上をもちまして軽井沢町長期振興計画審議会を閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。

8. 閉会